

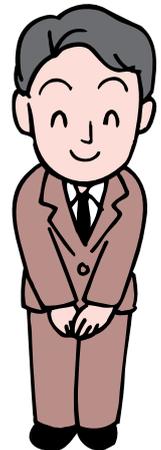
# 市・道民税が大きく変わります

『地方にできることは地方に』という方針のもとに進められた『三位一体の改革』。その一環として、地方公共団体（都道府県・市町村）が行政サービスをより効果的に行えるよう、国から地方への『税源移譲』が平成19年度から行われることになりました。

これまで、『広報のぼりべつ』（平成18年12月号・平成19年2月号）でお知らせしてきましたが、この税源移譲に伴う国の税制改正により、税源移譲の対象となる個人住民税（市・道民税）が平成19年度から大きく変わります。

今月号では、主に給与所得者（サラリーマンなど）の方についてどのように変わるのかお知らせします。

なお、年金受給者と事業所得者の方については、『広報のぼりべつ』6月号でお知らせします。



## 税源移譲って何？

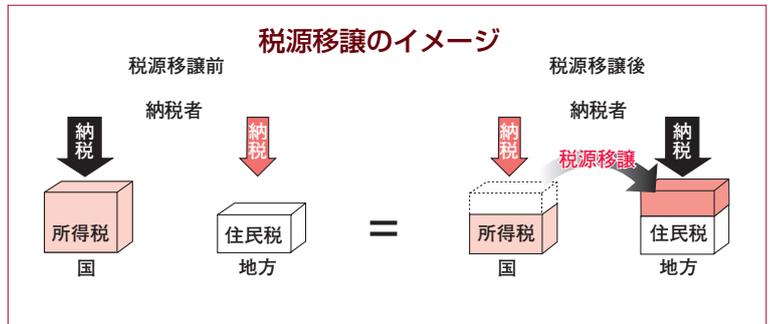
市町村や都道府県などの地方公共団体は、住民税（市・道民税）や固定資産税などの市税のほか、国からの補助金や地方交付税などを主な財源として行政サービスを行っています。

しかし、国からの補助金にはさまざまな制限があり、その使い道は必ずしも地域の実情に合ったものとはいえませんでした。

そこで、国からの補助金を減らし、補助金の財源である所得税（国税）の一部を、住民税（地方税）に振り替え、地方公共団体の収入としました。

これを『税源移譲』といいます。

この税源移譲は、地方公共団体が自ら財源の確保を行い、自らの創意工夫で地域の実情に合った行政サービスを提供することを目的としています。



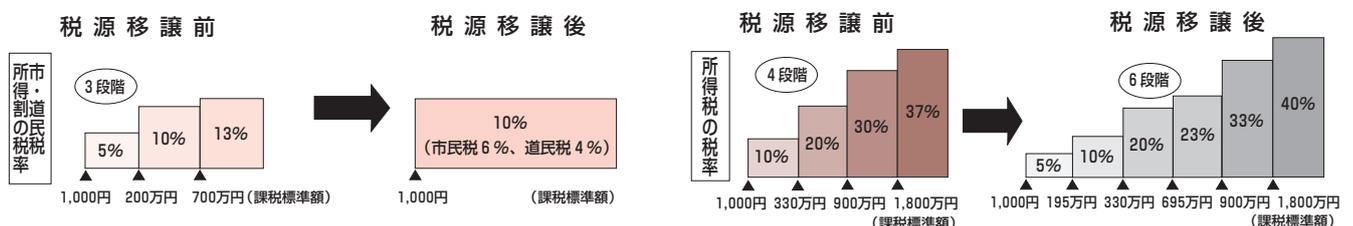
## 税源移譲で市の収入は増えるの？

国から地方への税源移譲により市税の収入は増えますが、国や道からの補助金が削減されるため、市の実質的な収入増にはなりません。

## どう変わるの？

市・道民税の所得割の税率は、これまで課税標準額（※）に応じて3段階に分かれていましたが、税源移譲により一律10%に変わります。

また、所得税の税率は4段階から6段階に変わりました。



※課税標準額…収入金額から所得控除・扶養控除・社会保険料控除などを差し引いた金額。